



事 務 連 絡

平成 2 6 年 1 0 月 8 日

各政令市保健所長  
各健康福祉事務所長  
病院局企画課長

様

健康福祉部健康局医務課長

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正の施行等について

標記のことについて、厚生労働省医政局医事課長及び同省保険局医療課長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、下記団体の長には、別途通知済みであることを申し添えます。

記

兵 庫 県 医 師 会  
兵 庫 県 歯 科 医 師 会  
兵 庫 県 病 院 協 会  
兵 庫 県 民 間 病 院 協 会  
兵 庫 県 精 神 科 院 協 会  
兵 庫 県 医 療 法 人 協 会